

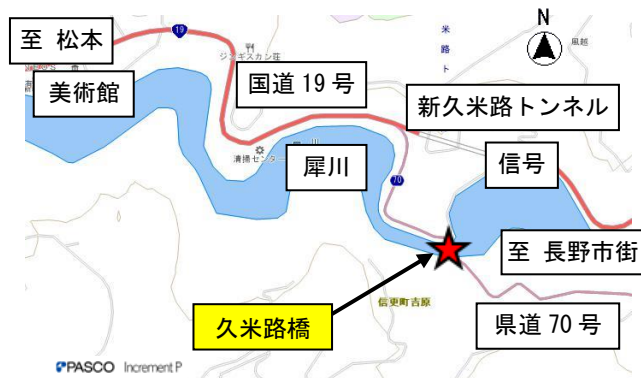
**県歌「信濃の国」4番にも登場する道路橋。久米路峡の良好な景観形成に寄与**

**○ 久米路橋 1基**

県歌「信濃の国」4番にも登場する、犀川中流の狭窄部きょうさくに架かる道路橋。建設時の事業主体は長野県、設計は棚谷與市（県土木課技手）、現在も長野県が所有・管理。鉄筋コンクリート造開腹式単アーチ橋。アーチリブ等に鉄平石を貼り、鉛直材端部のハンチを曲面状に仕上げるなど丁寧なつくり。久米路峡（長野市指定名勝）の良好な景観形成に寄与している。



久米路橋（橋梁下部より全景）



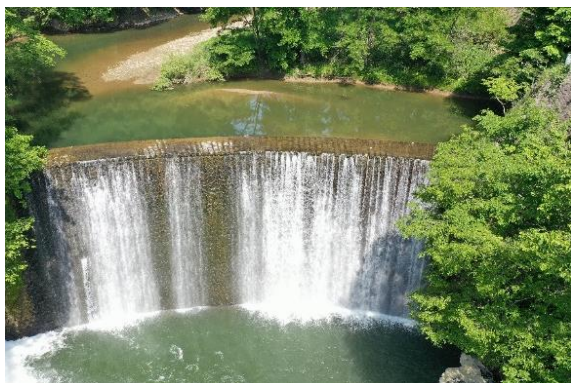
〔問い合わせ先〕 長野県長野建設事務所 計画調査課  
長野市教育委員会 文化財課

電話 026-234-9540  
電話 026-224-7013

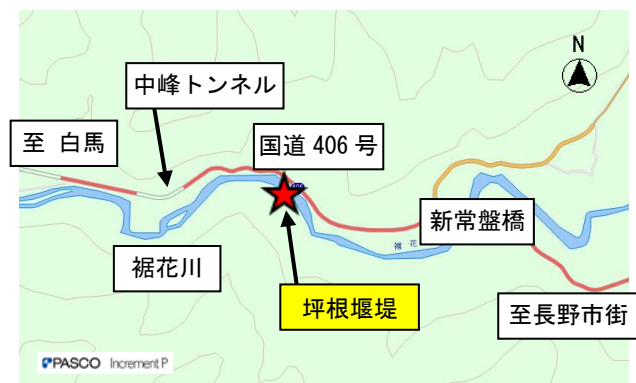
**今も長野市街地と周辺集落を災害から守る砂防堰堤**

**○ 坪根堰堤 1基**

裾花川中流の砂防堰堤。建設時の事業主体は長野県、設計は県の砂防の専門技術者である松林正義、現在も長野県が所有・管理している。アーチ式コンクリート造堰堤で、表面に切石せいちで精緻な谷積せいちを施している。昭和24年キティ台風による水害後に築かれた貯砂及び洪水調節を目的とするアーチ堰堤で、今も長野市街地と周辺集落を災害から守る。



坪根堰堤（下流上空より全景）



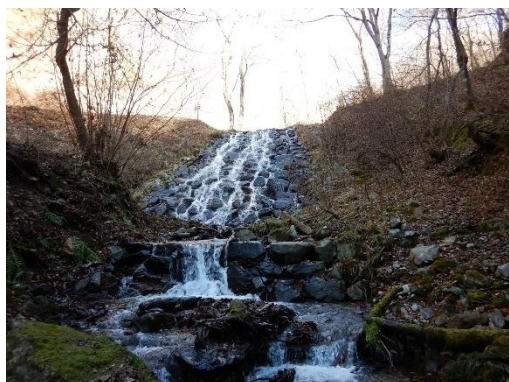
〔問い合わせ先〕 長野県長野建設事務所 計画調査課  
長野市教育委員会 文化財課

電話 026-234-9540  
電話 026-224-7013

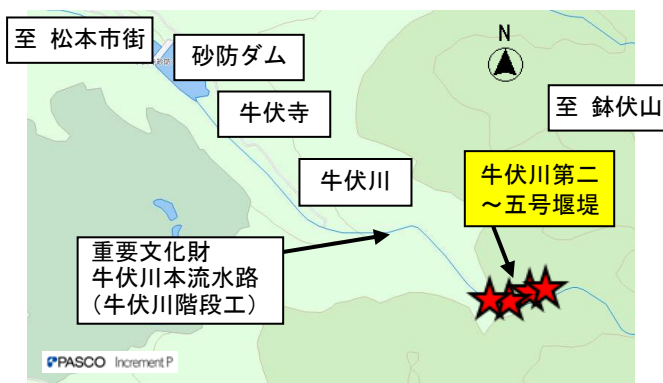
## 明治期につくられた県内最初期の石積堰堤

### ○ 牛伏川第二号堰堤など4基

牛伏川上流に位置する砂防堰堤。建設時の事業主体は国（内務省）、現在は長野県が所有・管理している。牛伏川本流の堰堤と一体的に流域を守る内務省直轄堰堤で、長野県内に明治期につくられた最初期の石積堰堤の一つ。二号、三号、四号、五号いずれも、緩勾配で築いた空石積堰堤。重要文化財牛伏川本流水路（牛伏川階段工）はこれら4基の下流に位置する。



牛伏川第四号堰堤（正面）



〔問い合わせ先〕 長野県松本建設事務所 整備課  
松本市教育委員会 文化財課

電話 0263-40-1967  
電話 0263-34-3292

## 保福寺本陣跡に位置。本陣の格式を伝える主屋など

### ○ 旧小澤家住宅主屋など4棟

松本と上田を結ぶ保福寺宿本陣跡に位置。小澤家は代々本陣を務め、松本藩の参勤交代の休所であった。現在は宿泊施設として活用。主屋は2階建て一部3階建て、本棟造り風、妻入りの民家で、本陣の格式を伝える。離れは、ガラス戸を多用した瀟洒な近代和風。北土蔵及び南土蔵は、本陣の屋敷構えの面影を残す。



旧小澤家住宅主屋（外観 北面 北より見る）



〔問い合わせ先〕 松本市教育委員会 文化財課

電話 0263-34-3292



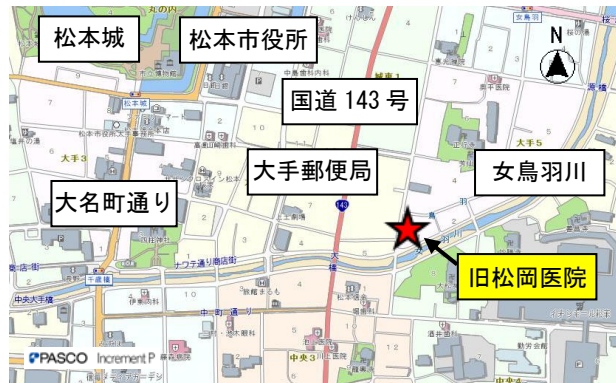
## 装飾を凝らした洋風医院兼住宅

### ○ 旧松岡医院 1棟

松本城の南東に位置する。木造2階建て、寄棟造り棧瓦葺。パラペットを立ち上げモルタルに目地を切り、石造にみせ、縦長上下窓を並べ、幾何学装飾を付している。装飾を凝らした洋風医院兼住宅である。



旧松岡医院（正面（西面）外観 西から見る）



〔問い合わせ先〕 松本市教育委員会 文化財課 電話 0263-34-3292

## 川沿いの集落・温泉街を守る砂防堰堤

### ○ 横湯川第一号堰堤など8基

夜間瀬川に合流する横湯川に築かれた重力式コンリート造の砂防堰堤。長野県が所有・管理している。土石流災害の常襲地帯であった川沿いの集落・温泉街を守るため、内務省事業を引き継ぎ県が整備。一号堰堤は練石積で夜間瀬川に合流する横湯川の最下流に築かれている。二号堰堤は大きさの揃った玉石を丁寧に積み上げている。三号堰堤は温泉街の昭和期以降の発展の礎をなす。五一号堰堤は不揃いの自然石を表面に築く。横湯川堰堤は堤体の右岸側袖部に用水路が穿たれた、利水機能も併せ持つ。三九号堰堤は急勾配による乱流の防止と土砂扨止の機能を有する堰堤群の中でも堅固なつくりとする。五〇号堰堤は形状が特徴的で、近代河川景観を創り出す。五七号堰堤は自然石を用いて築き、今なお防災機能を発揮している。



横湯川第三九号堰堤（正面 右岸側より望む）



〔問い合わせ先〕 長野県北信建設事務所 整備課 電話 0269-23-0793  
山ノ内町教育委員会 生涯学習・人権政策係 電話 0269-33-1102

## 宿場町に建つ近世に遡る真宗寺院

### ○ 行善寺本堂 1棟

北国街道古間宿に位置。元茅葺（現在は鉄板葺）の入母屋造りで、三間向拝を付す。内部は前方を外陣、背後中央を内陣、両脇を余間とする真宗の通例をとる。宿場町に建つ近世に遡る真宗寺院。



行善寺本堂（外観 東北面）



【問い合わせ先】 信濃町教育委員会 生涯学習係 電話 026-258-2113

## 【参考】登録有形文化財登録基準

建築物、土木構造物及びその他の工作物（重要文化財及び文化財保護法第182条第2項に規定する指定を地方公共団体が行っているものを除く。）のうち、原則として建設後50年を経過し、かつ、次の各号の一に該当するもの

- (1) 国土の歴史的景観に寄与しているもの
- (2) 造形の規範となっているもの
- (3) 再現することが容易でないもの